

医療費適正化計画の状況等について

福岡県医療費適正化計画(第2期)の進捗状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (目標年度)	備考	
住民の健康の保持の推進										
特定健康診査の実施率(%)	(全国43.2%) 39.0%	(全国44.7%) 40.4%	(全国46.2%) 42.0%	(全国47.6%) 42.3%	(全国48.6%) 44.1%	—	—	70%以上		
特定保健指導の実施率(%)	(全国13.1%) 14.3%	(全国15.0%) 14.9%	(全国16.4%) 17.4%	(全国17.7%) 18.6%	(全国17.8%) 19.6%	—	—	45%以上		
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(H20年度比)(%)	(全国 —) 1.92%	(全国2.12%) △0.95%	(全国3.09%) 0.71%	(全国3.47%) 0.78%	(全国3.18%) 0.67%	—	—	25%以上		
たばこ対策(成人喫煙率)(%)	(全国21.2%) 22.7%	—	—	(全国21.6%) 23.6%	—	—	(全国19.8%) 20.3%	13.0%	平成34年度を目標年度としている。	
医療の効率的な提供の推進										
医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮(日)	(全国30.7日) 37.6日	(全国30.4日) 37.0日	(全国29.7日) 36.0日	(全国29.2日) 35.5日	(全国28.6日) 34.6日	(全国27.9日) 33.9日	—	35.1日		
後発医薬品の使用促進(普及率)	(全国 —) 32.0%	(全国22.8%) 31.6%	(全国 —) 32.6%	(全国27.6%) 31.8%	(全国 —) 35.4%	(全国33.5%) 37.6%	(全国 —) 40.3%	40%以上		
医療に要する費用の見通し										
医療費(円)	—	1兆8,777億円 (実績)	1兆8,115億円 (実績(推計))	1兆8,974億円 (計画策定時の推計) 1兆8,511億円 (実績(推計))	1兆9,675億円 (計画策定時の推計) 1兆8,731億円 (実績)	—	—	(適正化前)2兆1,834億円 (適正化後)2兆1,181億円		
独自に設定している目標										
がん検診の受診率(%)	胃がん	(全国32.3%) 28.5%	—	—	(全国39.6%) 36.4%	—	—	(全国40.9%) 38.2%	40%	
	肺がん	(全国24.7%) 19.1%	—	—	(全国42.3%) 36.2%	—	—	(全国46.2%) 40.9%		
	大腸がん	(全国26.0%) 21.1%	—	—	(全国37.9%) 32.1%	—	—	(全国41.4%) 36.4%		
	乳がん	(全国39.1%) 34.4%	—	—	(全国43.4%) 39.4%	—	—	(全国44.9%) 40.9%	50%	
	子宮頸がん	(全国37.7%) 34.7%	—	—	(全国42.1%) 40.0%	—	—	(全国42.3%) 37.9%		
在宅医療の推進(訪問診療を受けた患者数の増加率(H22年度比))(%)	—	—	(全国 —) 8.7%	(全国 —) 46.3%	(全国 —) 14.7%	(全国 —) 22.7%	—	20%増		
精神障害者の社会復帰促進	①1年未満の入院者の平均退院率(%)	(全国71.4%) 65.9%	(全国71.1%) 65.7%	(全国70.9%) 68.2%	(全国72.0%) 67.1%	(全国71.7%) 69.2%	—	—	72.0%	平成27年度を目標年度としている。
	②5年以上65歳以上の退院者数(人)	—	98人	(全国計823人) 64人	(全国計818人) 58人	(全国計901人) 60人	—	—	118人	平成27年度を目標年度としている。

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(抜粋)

第2期計画(平成25年度～29年度)

後発医薬品の使用促進に関する目標

国において作成する後発医薬品推進のためのロードマップにおいて、限られた医療費資源を有効に活用する観点から、国や関係者が取り組むべき施策等を定めることとしており、国としては、これを踏まえ、都道府県医療費適正化計画の作成の手法等に関する技術的事項の助言を行う予定である。**都道府県においても、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発の取組を行うことが重要である。**

このため、**各都道府県においては、後発医薬品の使用促進に係る環境の整備を図る観点から、例えば、都道府県域内における後発医薬品の数量シェアや普及啓発等施策に関する目標を設定することが考えられる。**

第3期計画(平成30年度～35年度)

後発医薬品の使用促進に関する数値目標

後発医薬品の使用割合を平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とするという**国における新しい目標を踏まえ、都道府県においても、この目標の達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発の取組を行うことが重要である。**

このため、**各都道府県においては、後発医薬品の使用促進に係る環境の整備を図る観点から、平成32年度末までに後発医薬品の使用割合を80%以上とすることを前提に、計画期間の最終年度の平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80%以上に到達しているとする目標を設定することや、普及啓発等施策に関する目標を設定することも考えられる。**

1. 後発医薬品の普及(80%)による適正化効果額の推計方法

H28.10.21 第8回医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 厚生労働省提出資料より抜粋

- 平成25年のNDBデータを用いて、後発医薬品のある先発品が、すべて後発医薬品となった場合の効果額を推計し、この結果を用いて、平成25年度において仮に80%を達成した場合に、平成25年度の医療費に占める効果額の割合を算出する。
- この割合が平成35年度の医療費においても同じ割合を占めると仮定した場合の効果額を推計する。

<推計式のイメージ> ※各都道府県ごとに推計

$$\left\{ \frac{\text{平成25年10月時点のデータから算出される後発品のある先発品を100\%後発品に置き換えた場合の効果額}}{\text{平成25年10月の数量シェア}} \div (1 - \text{平成25年度の医療費}) \times (0.8 - 0.7) \right\} \times \text{平成35年度の医療費}$$

※経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)において、平成29年央には数量シェアは70%とされているため、そこから80%となった場合を推計。

2. 特定健診等の実施率の達成による適正化効果額の推計方法

- 平成20年度から25年度までのレセプトデータ、特定健診等データを用いて、特定保健指導対象者の入院外1人当たり医療費の経年的推移を分析した。
- この結果を用いて、特定健診の実施率70%、特定保健指導の実施率45%を達成した場合の効果額を推計する。

<推計式のイメージ> ※各都道府県ごとに推計

$$\left\{ \text{当該県の平成25年度の特定健診の対象者数} \times 0.7 \times 0.17 \times 0.45 - \text{平成25年度の特定保健指導の実施者数} \right\} \times \text{特定保健指導による効果} \div \left(\text{当該県の平成25年度の外来医療費} \times \text{当該県の平成35年度の外来医療費(推計)} \right)$$

※平成25年度の実績では、特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象となる者の割合が17%であり、これが変わらないと仮定

【特定保健指導による効果について】

- 特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのWGにおける分析結果を踏まえ、最低でも6000円程度(単年度で)の効果があるものとして推計する。なお、各都道府県が独自の数値を用いることも可能とする。
- 効果額については、データ分析を継続的に行い、検証を継続。